



と。その費用がなかなか捻出できないというところが実際はあるんだろうと思つんですが、そのところはこの耐震化の技術の問題、これは今住宅局長なんかとも協議、相談させていただいておるんですけれども、例えばこの学校の耐震化を進めていくために、学校の側としますと、建物がやっぱり古いと、あれもやりたい、これもしたいというのがあるんです。そういうのを一切合財含めてそれをすると、やっぱり非常にコストが高くなってしまつわけですね。しかし、この耐震化というのはやっぱりこれ急ぐわけではございませんから、いつ地震が来るか分からないわけではございますので、そういう意味じゃ、もう少し安いコストでやる方法がないのか、そこは是非研究をさせていただきたいというふうに思っております。

学校のこの耐震化の問題は、単に文部科学省だけの問題ではないと思っております。総務省また国土交通省、政府一体となって学校の耐震化が進むように全力を挙げて取組をさせていただきたいと思っております。

神本美恵子君 大臣には、もう結論のようなことを言っていたさきましたし、その後れの原因はお金だということもよく御承知のようですし、何としてもやりたいという決意はお伺いしたんですけれども、じゃ具体的にどうこれを進めていくかということがやっぱり、もちろん所管の文科省を

始めとして大事だと思いますが、文科省を私は全然かばう気もありませんし、四年前からずっとこの問題、委員会でもやってきても遅々として進まない、予算も取れない、何をやっているのという思いはしっかり持ちながら今日立たせていただいているんですけれども。

これは文科省だけの、所管のそこだけの問題ではないと大臣にいただきましたので、具体的に、ちょっと時間も余りありませんので急いで質問を進めていきたいと思いますが、まず文科省としては、じゃここ特に四、五年、どついつ耐震化の取組をしてきたのか、またその後れの原因をどついつうふうに受け止めてこれを進めていこうとしているのか、具体的にここ十年間の耐震化の進捗状況教えてくれと言つたら、三年ぐらい前からしかありませんと言つたんですね、文科省がですね。それを見ても認識が分かると思つたんです。少しずつでも進めていこうというところ、お金がないにしても先ほど国土交通局長ですかね、が、金がないのと言いつにさせないというふうにおっしゃいました。が、正に金がないからできないのではなくて、進めるためにどうするのか、金をどうやって取ってくるのか、どついつくるのかというふうなことを、文科省として決して十分にやってきたとは思いませんが、言いつは聞きたくないんですけれども、文科省としての取組と進捗状況を、短くていいで

すからお聞かせいただきたいんですが。

政府参考人(大島寛君) お答え申し上げます。学校施設の耐震化についてのお尋ねでございますけれども、先生御指摘のように、学校施設の耐震化、極めて大事な事柄というふうに認識しているところでございます。

現在の進捗状況ということでございますが、先ほど大臣からもお答えございましたけれども、耐震性が確認されている建物、これは全体の五・八%にとどまっているという状況でございます。このため、国の財政事情極めて厳しい状況でありますけれども、私どもとしては、耐震化関連予算の確保に最優先で取り組んできたという状況にございます。

また、耐震診断、これが耐震化の前提として必要でございますが、これに関しましても簡易でかつ安価に実施できるような耐震化の優先度調査、これを協力者会議を設置いたしましたして開発いたしました、こついつた調査も取り入れながらスピーディーにやるといふことで現在取り組んでいるところでございます。

神本美恵子君 確かに、耐震化促進のための指針を作つたり、それから調査研究協力者会議を立ち上げてこついつ今おっしゃつたような取組が進められているのは、私も説明を聞きまして承知しております。

ただ、それで、ここ三年見ても、一年間に二・何%ずつしか耐震化が進んでいないんですね、学校施設は。今残っているのが、年平均二・何%ですから、二千二百五十棟ぐらいは耐震化が徐々に進んでいる。しかし、まだ耐震化が確認されていない、耐震性があるかどうか分からないのが六万七千棟もあるんです、全国です。そこに通っている子供さんは、残念ながら、もしも地震が来たらそのまま押しつぶされてしまうという危険にさらされながら毎日を過ごしているということ。私は最初に正直に申し上げましたように、そこに通いながら認識もなかったという恥ずかしいことですが、是非委員の先生方にも認識持っていただいて、我が子、我が孫が通っている学校はどうなのかということで、ここを早急に耐震化するためにどうするかということを是非考えていただきたいと思えます。

それで、文科省にお伺いしたいんですけれども、九五年に制定された地震防災対策特措法というこの法律では、校舎については、学校の子供が学んでいる校舎については補助率のかさ上げで三分の一が二分の一になっていることなんですね。ところが、体育館については三分の一のままでかさ上げの対象になっていないということなんです。が、体育館は、子供が一日じゅうそこにいるわけではありませぬけれども、避難所としてはここは

本当に重要な施設であるということを考えれば、ここも同じようにかさ上げをするというふうなことで耐震化促進の一助になるのではないかと思います。が、文科省はどのようにお考えですか。

政府参考人（大島寛君） お答え申し上げます。御指摘のありました体育館の耐震化に関してでございますけれども、非常災害時に住民の主な避難場所として機能するということから極めて重要な問題であるというふうに認識しております。また、地方からかさ上げの要望があるということも承知しているところでございます。

文部科学省といたしましては、体育館に関する耐震化の緊急性、重要性にかんがみまして、補助率のかさ上げなど特段の財政措置の必要性を認識しております。引き続き関係省庁と協議してまいります。

神本美恵子君 文科省の中でも、オール文科省の中でこの施設助成課というのは、局というんですか、余力がないというふうな、力がないというか、何というんですか、そういうことを聞いていますから、そこだけ責めてもこれは進まないことだとは思いますが、まあ意欲は意欲として今お受けしましたが、私はとにかく六万七千棟残っている分を一日も早く耐震化するという意味で、次に、総務省に今日おいでいただいているんですけれども、地震防災対策強化地域における地震対

策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、いわゆる地震財特法というのが一九八〇年に制定されて、これはいわゆる東海地震という、一番その地震が起きる可能性が高いというところで制定された法律なんですけれども、これでは対象地域については、いわゆる地方債で起債した借金の元利償還費に対する交付税措置がとられているんですね。

ですから、全国の公立学校施設の耐震化の状況を見ても非常に地域格差があつて、進んでいるこの東海地域などではもう七〇%、八〇%と耐震化されているんですが、そうではない地域、意識が低いというのと財政状況があるんでしようが、そこはまだ二五%というふうな恐るべき数字の格差が出てくるわけですね。そういう格差を是正しながら六万七千棟すべてを耐震化するというためには、こういう元利償還費に対する交付税措置が東海地域だけではなくて、今はもう日本全国いつどこで起きてもお不思議ではないということが言われているわけですので、全国的な措置としてこういうふうな広がっていく、特措法のように、全国対象にしているようにこの財政措置もすべきではないかと考えていますけれども、総務省、お願いします。

政府参考人（瀧野欣彌君） お答えいたします。御指摘ございました地震財特法におきましては、

近いうちに発生が見込まれます東海地震を想定いたしまして、内閣総理大臣が指定いたします強化地域につきましては財政上の特別措置を講じておるといふことでございます。これに対しまして、地震防災対策特別措置法におきましては、地域限定がない全国どこでも適用される法律という体系上の違いがまずあるわけでございます。

このような観点から、例えば補助率のかさ上げの対象となっておりまして学校施設につきましても、地震財特法におきましては、工事費が多額に上ります危険改築も対象にしてある、しかしながら比較的安価に実施できる補強工事は対象としていないということ、両法律におきましては制度上違いが設けられているわけでございます。

こうしたそれぞれの法律の対象の違いがあるわけでございまして、こういったことを踏まえながら、地方債と地方交付税措置というところにつきましても差異を設けてきたと、こういったことでございますので、こういった点を踏まえながら、補助制度なりの状況等も勘案しているんな方面から今後議論していく必要があるといふふうに考えておるところでございます。

神本美恵子君 昨日御説明を聞いたら、これは対象にしているといふふうなことでしたけれども、今の御答弁では、危険改築、危険建築物に対する改築などにはやっているけれども、比較

的安価な補強工事、補強事業についてはやっていないし、これから検討するといふお話ですが、それこそ、先ほど大臣もちょっとお話しになりましたけれども、すべてを一気にやるためには、学校施設というのはとにかくお金が掛かりますので、これを一気に改築なんということはできないと思いますから、優先度を決めながら補強するということ、改修をしていくというような観点でやらなければいけないと思うんですけれども、その補強改修に対しては補助金、元利償還の交付税措置がないという、そこがネックになっているのではないかと思いますし、これは文科省、ぎりぎり詰めていっても、やっぱりそこなんです。

ですから、そこを何とか交付税措置で元利償還費できると言えば、市町村、設置者の市町村も踏み込めるんじゃないかというふうに私は思いますので、総務省、検討に、もう一言、早急に前向きにしますといふような御答弁いただけないでしょうか。

政府参考人（瀧野欣彌君） 先ほど申し上げましたように……

神本美恵子君 同じならいいです。

政府参考人（瀧野欣彌君） 先ほど申し上げましたけれども、地震財特法におきましては、補助率のかさ上げの対象となっている、学校施設について補助率のかさ上げの対象となっていると。

一方、地震防災対策特別措置法におきましては、比較的安価に実施できる補強工事を対象としていると。こういったような制度の違いがあるわけでございまして、やはりそういった両方の法律の違いを、もう少し歩み寄るといふか、法律の体系の見直しということをする中でそういった全体の法律の位置付けを見て、それで地財措置というものを考えてきているわけでございますので、法律の体系の立て方、こういったものをまず見直していただくといふ中で私ども検討をしていきたいといふふうに考えております。

神本美恵子君 法律、確かに財特法と特措法の中では、財特法には、どっちですかね、財特法にはきちんとこの元利償還については算入するといふことが書かれています。特措法に書いてないの、その法律を変えなきゃだめだといふふうな今御答弁に私は受け止めたんですが、昨日いただいたこれは何ですかね、事業別地方債のハンドブックという、各地方にこういったふうにやりなさいという通知をまとめたハンドブックの中に書かれているところで、義務教育施設に関する地方債の運用方法で、元利償還金に対する交付税措置が、校舎、屋内運動場の新増築、危険改築、寄宿舎を含む、これは七〇%元利償還金に対する交付税措置がとられるといふふうにあります、ここに耐震補強といふのを一言入れれば運用でできるんじゃない

ですか。法改正を待つまでもなく、ここに一言入ればできると思うんですけれども。

政府参考人（瀧野 欣彌君） 現在のそういう地方債の運用というのは、全体の法律の体系を見ながらそれぞれの措置を講じているわけでございまして、法律上の位置付けというものが、今の地震の関係でありますと、それぞれ体系の考え方が違っていると。そこから地方財政措置をそれぞれどういうレベルにするかという考え方でございまして、確かに、おっしゃいますように、実際にやる時にはそういう地方債の取扱いの中での対応という手段にはなるのかと思いますけれども、そのためにはやはり法律の立て方というものをまず見直していただくことが必要なのではないかなというのを申し上げているわけでございます。

神本美恵子君 ちよっと余りここで時間取りたくないんですけども、昨日はこの財特法と特措法の違いで、財特法の方には全部交付税措置をすれば、財特法は、特措法は、非適債ということで、都道府県知事がこれは非適、地方債の元利償還の交付税措置には適しないということで都道府県知事が判断するというように、都道府県知事の裁量だっておっしゃったんですね。であれば、今局長は法律が変わらないと駄目だということをおっしゃいますけれども、昨日お聞きした説明とそこはちよっと違いますよね。

これはまた、ちよっと今日時間がありませんので後で詰めさせていただきたいと思えますけれども、先ほどから申し上げているように、六万七千棟進めていくにはとにかく金が必要なんだと。その金も、補助率がさ上げだけではなくて、地方債として起債したものの元利償還金の交付税措置があれば、学校設置者である市町村は財政的な問題は抱えながらも何とか踏み込めるのではないかと。ということで、今総務省にお伺いということかお願いというか、是非こうやってほしいということをお願いしているんですけれども、ちよっと今御答弁いただけないようなので、別の機会にしたいと思えます。

そこで、今度は財務省にお伺いしたいんですけども、中央防災会議が目標にしている九割達成のためには、公立学校の耐震化には、先ほどから繰り返し申し上げているように、五割しかないものを九割にするのに、今のような進捗状況では、一年に二、三%しか進捗していませんから、二十五年単純計算しても掛かるんですね。こんなことをしていたらとんでもないというふうに思えますけれども、財務省としては、これを計画的、集中的に進めるためにはやっぱりお金が必要なんですね。

文科省の公立学校施設整備費の予算を見ますと、ここ数年、全体にシーリングが掛かっているに

ても、少し、少し、現状維持できているんですけども、全体としてはやっぱり下がってきていますので、財務省としては是非、公立学校の耐震化の予算を計画的、集中的にそこに投資していただきたいというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

政府参考人（松元 宗君） お答えいたします。学校施設などの公共施設につきましては、議員御指摘のとおり、地震などの災害発生時に防災拠点といったことで重要な役割を果たしているということで認識いたしております。

こうした観点から、財政状況、全体として大変厳しいという中、文教施設予算全体については近年厳しく総額の抑制を図らせていただいておりますが、小中学校の耐震化関連経費につきましては極力予算の重点配分に努めているところでございます。平成十七年度予算におきましても対前年度増額となる一千百七十三億円を計上させていただきましたところでございます。

今後とも、学校施設の耐震化を着実に推進するという観点から、関係各府省ともよく御相談しつつ、緊急性の高い施設を絞り込み、重点化を図りながら適切な予算措置を図ってまいりたいと考えております。

神本美恵子君 今の御答弁では、対象を絞り込みながら重点的に配分を関係省庁とやり取りして

やりたいということですから、文科省、しっかりとそれは聞いていただいて、予算要求を今のようにならまされたのではなくて、きつちり、向こう何年間でこれだけ達成するというような目標を持ってやっていただきたいと思います。

ちなみに、文科省の研究協力者会議の特別委員でもありますし、地震防災推進会議の委員長を務められていた岡田恒男東大名教授によれば、この学校の建て替え、未耐震、耐震化されていない学校建物の七千七百万平米すべて建て替えるには十六兆円掛かるそうです。改修中心で、耐震補強という形で改修中心にやれば二兆円から八兆円、その中の特に倒壊、大破の可能性の高い、優先度ランクの高いものに限定すれば三兆円という試算をなさっております。これは本当に、先ほどそれは小泉総理に言えというふうに与党席から聞こえてきましたけれども、正に政府として決意を持って、三兆円、学校施設を全部耐震化するんだというふうな決意が必要だというふうに思います。

民主党は二〇〇二年に臨時措置法ということで法案を出しました。これはもう、改修、補強の補助率がさ上げを二分の一から三分の二にして、体育館は今全然ないのを二分の一にかさ上げをする、改築の場合は三分の一から二分の一というふうなしかもこれは五年間の時限立法で、向こう五年でこれをやっていくというふうな法案を出して、残

念ながら廃案になったんですけれども。

冒頭、大臣もおっしゃいましたように、やはり認識は、意識は高くなってきているけれども、それを後支える金の問題だというふうにおっしゃいました。私も、全くそのとおりで、これは政府の決意としてやらなければいけない問題だということに思います。

ちなみに、我が党の代表団がパキスタンの大地震の視察に行つて、その報告を先日でも聞いたんですけれども、その中で、今非常に復旧も救出も遅れているのは、大破した建物、病院が一千棟、学校は何と八千棟倒れている。だから、避難所にもなり、けが人を治療するための病院、そういった施設がもう大破してしまつて受入れができないために、復旧が非常に遅れて被害者が二次被害として出ているというふうな報告も聞いていますし、たまたま日本の地震は子供たちが学校に行つている時間帯に起きていないんですね、最近の地震は、神戸も早朝でしたし、福岡も休日でしたし、そういったことで子供が校舎で押しつぶされるといふような犠牲は出ていないんですけれども、このパキスタンでは、ちょうど登校していた子供たちが教室で学んでいる時間帯に校舎がつぶれて、女子中学・高等学校では二百三十人の子供が一週にその下でつぶされてしまったというふうな報告も聞きました。これはもう明らかに私は、もし日本で

そういうことがあれば、これだけやっているのにそういうことが起きたら、もうこれは人災以外の何物でもないというふうに思いますので、是非とも政府の決意でもってやっていただきたい。

その中で、北側国土交通大臣、最後に、金を何とかするんだということ、特に学校、一番後れている学校という施設について、目標九割達成するための御決意を最後にお伺いして質問を終わります。

国務大臣（北側一雄君） 学校を含む特定建築物につきましては、今後十年間で少なくとも九〇%の耐震化率を達成すると、これが目標でございます。その中で、学校についてもきちんと私は目標、この十年間でどこまでやるのか、目標をまず定めることが大事だと思っております。

それで、地方公共団体にも耐震改修促進計画作っていただきますが、地方公共団体にも、自分の県にある建物、学校についてどこまで耐震化を進めるか、これもきちんと計画を、目標年次を定めて決めていただきたいと思っております。また、耐震化が不十分な学校については公表する、こういう制度にさせてもっておりますから、これももうしっかりとこれも公表させていただいて、地域の方々もしっかり耐震化を進めていけるような世論をつくっていく必要があるとも考えております。

もう一点だけ言わせていただきますと、やり方がやっぱりひとつ大事でして、先ほどちょっと申し上げましたが、耐震改修をするときに、ほかもここもやるとすごく費用掛かってしまうんですね。問題になっているのはやはり古い学校の場合が多いと思うんですよ。そうしたら、その場合に建て替えをするのか、耐震改修をするのか、この選択があるわけですね。建て替えはなかなかできないというのであれば、これはもう耐震改修に絞ってでもやっていただく必要がある。そのやり方はいろいろあるわけです。

近くの例でいいましたら、あの警視庁の建物、あれ外観ちょっと悪いんですけど、あれはやはり警視庁が地震があったときにまさか倒壊したら大変なことになってしまいますから、あれはこういう壁にバツの、外観上見えているんですけども、ああいう耐震工事をあえて景観が悪くてもしているわけなんです。

だから、学校についてもそれぐらいのやはり意思を持って、何が建て替えと一緒にいろんなことをしてしまおうというふうに考えるからコストが高くなってしまうわけでございます、そのところは是非これから協議させていただきたいと思っております。

神本美恵子君 終わります。

山本香苗君 公明党の山本香苗です。

今日も山本局長、よろしくお願いいたします。

今回の法案を審議するに当たりまして頭に一番初めにぱっと浮かびましたのは、今年の三月に中央防災会議で定められた地震防災戦略だったんです。その地震防災戦略におきましては、住宅の耐震化率を十年間で七五％から九〇％に上げると。でも、そのときは住宅のみの目標が書かれていたわけでありまして、特定建築物、今話題になりました学校や病院などは具体的な記述がなかったわけなんです。何で住宅だけなんだという形で前の統括官の柴田さんに何度も掛け合っていたわけなんですけれども、九月二十七日の中央防災会議の方針においてもこれは見送られたというか、入っていないわけなんです。

しかし、最後にさつき大臣がおっしゃられたように、今回は特定建築物の耐震化目標、七五％から九〇％、これは提言の中にも入っているわけでございますが、最初にちょっと確認したいんですけども、これは国が定めます、今回の法案の中で国が定めることになっております基本方針の中にちゃんと特定建築物の目標もきちつと書き込まれるということでしょうか。

政府参考人（山本繁太郎君） 基本方針の中で明確に定めたいと考えております。

山本香苗君 であるのであれば、これは国交省だけの話ではないわけでございます、きちつと

国の、政府全体の目標として定めなくてはならないんじゃないかと思えます。そうするためにも、今日は統括官に来ていただいておりますけれども、この目標を是非早い段階で地震防災戦略、また国が緊急にやらなくちゃいけないこの建築物耐震化緊急対策方針にもかちつと位置付けていただけますでしょうか。

政府参考人（榑正剛君） 委員御指摘のように、地震防災戦略と申しますのは、大規模地震ごとに実は減災目標と達成すべき数値目標、達成時期、対策内容を定めているものでございます。本年三月の中央防災会議におきまして、東海地震と東南海・南海地震について定めたところでございまして、御指摘のように、住宅の耐震化率については七五から九〇へという数値目標が設定されているところでございますけれども、住宅以外の建築物についてはまだ未設定でございます。この九月の二十七日の中央防災会議で決定いたしました建築物の耐震化緊急対策方針ということで、目標を定めて計画的に耐震改修を促進するという仕組みの構築に全国的に取り組みたいということでは対策方針を出したわけでございます。

この法案に基づきます基本方針とも十分調整を図りまして、東海地震、東南海・南海地震の地震防災戦略の改定時期と、それから首都直下地震の地震防災戦略も近々作りたいと思っております、